

議 事 録

会議の名称	平成29年第9回本庄市農業委員会総会
開催日時	平成29年9月25日（月） 午後2時から 午後4時25分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議 題	<ul style="list-style-type: none"> 1 第42号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 2 第43号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年） 3 第44号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（期間） 4 第45号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 5 第46号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 6 第47号議案 本庄市農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の方法等に関する規則 7 第48号議案 本庄市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置規程 8 報告第36号 農地法第3条の3の規定による届出について 9 報告第37号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 10 報告第38号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 11 報告第39号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について 12 報告第40号 農地法第18条第6項の規定による通知について
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> 1 平成29年第9回本庄市農業委員会総会議案 2 平成29年第9回総会 その他連絡事項 3 農家の皆様へ県からのお知らせ 4 平成30年度県農地利用最適化推進施策に関する政策提案・意見
主 管 課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただ今より総会を始めさせていただきます。</p> <p>最初に、開会の言葉を井上会長代理にお願いいたします。</p>
井上会長代理	<p>本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。平成29年第9回農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さん、こんにちは。大変暑い日が戻ってきて、今日は気温が30度もあるので驚きました。先の深谷市民文化会館で開催されました農業委員研修会の参加につきましては、大変お疲れ様でした。先日、埼玉県知事へ農地利用の最適化に対して提案書を提出いたしました。提案書の柱は、農業委員会系統組織活動の支援、農地の有効利用のための支援、担い手への支援及び地域における農業振興のための支援について、県内農業委員会よりご意見を頂いたものです。また、農業委員等定数条例の制定、旧定数条例の廃止、報酬条例の一部改正など9月市議会に諮りましたところ、原案どおり可決されましたことを皆さまにご報告申し上げます。ご協力ありがとうございました。新体制への移行につきましては、本日も、総会終了後に会議がございますけれども、スタートしてみないと分からないことが多々あるようです。いずれにしても、農地利用最適化に対して一生懸命やらなければならないのではないかと思いますので、その際は皆さんのご協力をお願いいたします。本日も実りある総会になりますようお願いいたします。挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、4番杉田委員から、欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任委員36名中35名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入りますが、本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>

議長	<p>着座のまま失礼します。議事に入る前に本日の議事録署名委員及び会議書記の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>本日は、36番関根延一委員と37番荻野委員に議事録署名委員をお願いいたします。また、会議書記は事務局職員の中村主査を指名いたします。それでは、議事に入ります。</p> <p>第42号議案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>第42号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。第42号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、3件で、売買による所有権移転2件及び贈与による所有権移転1件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておまして、まず、「全部効率利用要件」で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、「農作業常時従事要件」で、農作業に常時従事すること。次に、「下限面積要件」で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、「地域との調和要件」で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたします。議案書2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、栗崎地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、庄田委員でございます。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、庄田委員の報告をお願いいたします。</p>

庄田委員	24番庄田です。栗崎の地元の方へ話を伺うなど調査をしましたが、不明な点がございまして、事務局へ説明をお願いしたいと思います。
議長	事務局、説明願います。
事務局	事務局、中村です。説明させていただきます。受人の所有農地は児玉地域に田を3筆、畑を7筆、農地を全10筆所有している方でございまして、事務局にて全ての所有農地を確認したところ、全ての農地で耕作をしていることを確認いたしました。受人は、本人と妻の2人で農業を営んでおります。受人に確認したところ、贈与で権利移動したいとのことですが、
議長	整理番号1について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。 (異議なし、の声) それでは、ご異議ございませんので許可といたします。 次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号2を説明いたします。2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町飯倉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、清水会長代理でございまして。 受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件のうち、農地としての利用が不可能な状況の農地が一部ございますので、全部効率利用要件を満たしていないものと思われまして。以上でございます。
議長	整理番号2について、清水会長代理の報告をお願いいたします。
清水会長代理	14番清水、報告いたします。受人は主に土建業を営んでおりましたけれども、最近では息子と一緒に葱、夏はナスの生産を一生懸命やっております。 実はこの案件は、2年前に申請された案件で、現地確認し、資材が置いてあり、これでは許可できないので取り下げて欲しいということで取り下げをお願いしました。当時の局長と会長及び私で、受人の家へ訪問したところ不在でしたので、地区担当の私が後日、受人の家へ伺い、違法の資材を撤去すること、購入する農地を耕作できるようにきれいにする、きれいにするあてがなければ私も協力することを伝え、その後、きれいになりました。今回申請が出ましたので問題がないのではと思われましたら、事務

	<p>局より、現場を確認してほしいとの連絡があり、事務局と2筆確認したところ、児玉町宮内地内の畑1筆と児玉町飯倉地内の畑1筆で面積は少ないのですが、3条の許可条件に違反しており、許可は難しいのは当然だと思います。ただ、2年前にそのように指導し、正直言いますとその時は、半年位ですぐ申請が出てくると思いましたが、仕事も忙しく、申請を求められなかったのが2年もかかったのかなと思いました。本人は児玉町飯倉地内の畑が地目が畑ではないと勘違いしておりまして、資材を片付けなかったということです。児玉町宮内地内の畑1筆の竹林は、何度もきれいにしましたが、すぐ竹が入ってきてしまい、あきらめたとのこと。竹林は今後たけのこを生産したらどうかと提案したところ、やってみようという気になっております。資材はすぐ片付けたいと言っております。よろしくご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>亀田委員どうぞ。</p>
亀田委員	<p>20番亀田です。清水会長代理のご説明の中で、2筆耕作をしていない農地があるということですが、私も何度か発言していると思うのですが、児玉の中山間と言われる地域における不耕作地をどうするかという話で発言をさせていただいていると思います。本当に畑作や稲作ができない、耕作に適さない土地であるならば、山林にする等の手続きがあると思います。今回、清水会長代理が確認したその土地がどうなのかという印象が大事なのだと思います。全く耕作に適さない土地を無下に耕作をやっていないからダメだということでは土地の取引が進まないと思います。農地を所有している人も、この位の土地を中途半端に持っていて、管理は非常に困難だと思います。もう1つは、農地については売買契約で仮登記をして、農業委員会総会を通さずにしても、土地の取引自体は成立してしまいます。しかし、本登記をしないで10年程度経過すると、売主が買主に協力して3条許可申請すべき義務と、買主が売主に対して協力を求める権利が消滅してしまうという判例が最高裁判所に出ていると思います。そういったことを含めると、事務局としては、1つ1つの事案について、丁寧に調べて、どうするかということについて担当の農業委員と相談された方がよいのではないかと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。確かに、全部効率利用要件の他に、他の農地に迷惑をかけているかどうかということも大きな判断基準です。清水会長代理の説明にもありました不耕作農地ですが、私も知っている場所であり、よく見ておりますが、自分の家に付いている山のような土地です。竹藪は竹の子を生産しても良いし、山とつながっている農地なら4条申請で</p>

	ある程度そういうところは理解してやる必要があるのではないかと思います。
議長	ありがとうございます。はい、高橋清一郎委員どうぞ。
高橋清一郎委員	21番高橋です。先ほど清水会長代理の提案どおり、期限の条件を付けて許可してやった方が良くと思います。
清水会長代理	あと私たちの任期中で片付けたいです。
議長	そうすれば片付けた時点で許可するということですね。はい、間正委員どうぞ。
間正委員	竹藪は、根っこを掘らない限りまたすぐ生えてきます。それが自分の家の竹ならまだしも、隣の家竹の根っこも入ってきてしまうのだから、ある程度そういうところは分かってやらなければなりません。
荻野委員	37番荻野です。児玉町宮内地内の畑は、チェーンソーを持って行けば1日で終わるのではないのでしょうか。
議長	はい、では清水会長代理どうぞ。
清水会長代理	竹藪なのですが、隣が全部荒れております。受人は土建屋なので、パワーショベルもあればダンプもあるので、2m間隔位で竹を残して、全部チェーンソーで切って片付けて良い土を埋めてここで竹の子を生産するように伝え、耕作放棄地の解消に協力してくれと伝えましたら、本人は検討しておりました。
議長	では、きれいになり次第許可ということにしたいと思います。
事務局長	きれいになった時に申請人に話を聞き、その時に議案として出ることになります。
亀田委員	条件付きの許可はないでしょうから、今回取り下げたうえで、本人がきれいにしたら再申請をしてもらおうということではないのでしょうか。
事務局長	ただ、申請を受けて議題になっているものを取り下げるわけにはいきませんので、保留ということです。保留で3ヶ月ならば3ヶ月で議決してもらって、1月10日締め切りで1月の総会が最後ということによろしいですか。
議長	では、皆さんそのようなことによろしいでしょうか。 (はい、の声) 整理番号2について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、今回保留とし、1月の総会を期限として議案とすることにご異議ございません

	<p>か。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので整理番号2の許可申請について、今回保留とし、1月の総会を期限として議案とすることといたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたします。2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、浅見委員でございます。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま説明がありましたが、29番の高橋博委員につきましては、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(高橋博委員 退席)</p>
議長	<p>整理番号3について、浅見委員の報告をお願いいたします。</p>
浅見委員	<p>5番浅見報告いたします。受人は農地所有者より借りて申請地を耕作しておりましたが、農地所有者から農地を購入して欲しいという話が出まして購入することにしたとのことです。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号3について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>事務局に申し上げます。高橋博委員の復席をお願いいたします。</p> <p>(高橋博委員 復席)</p> <p>次に、第43号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第43号議案を説明いたしますので、3ページをご覧ください。第43</p>

	<p>号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、4ページから11ページをご覧ください。今回の申請件数は、59件です。田18筆及び畑68筆の面積合計114,435㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、2番飯島委員、14番清水会長代理、28番金井一吉委員及び33番池田芳野委員につきましては、利用権の設定を受ける者として本人又は同居の親族が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(飯島委員、清水会長代理、金井一吉委員及び池田芳野委員 退席)</p> <p>第43号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第43号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第43号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。飯島委員、清水会長代理、金井一吉委員及び池</p>

	<p>田芳野委員の復席をお願いします。</p> <p>(飯島委員、清水会長代理、金井一吉委員及び池田芳野委員 復席)</p> <p>次に、第44号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(期間)を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第44号議案を説明いたしますので12ページをご覧ください。第44号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(期間)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、13ページから24ページをご覧ください。今回の申請件数は、65件です。麦作期間の利用権設定でございます。内訳としては、田89筆、畑44筆の面積合計201,738.93㎡でございます。</p> <p>本議案の決定の要件としましては、第43号議案と同様でして、農用地利用集積計画が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合し、さらに、利用権の設定等を受ける者が全部効率的耕作要件・常時従事要件・意欲能力要件・青壮年従事者要件をすべて備えることが必要でございます。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありました。37番荻野委員につきましては、利用権の設定を受ける者として本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(荻野委員 退席)</p> <p>第44号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第44号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第44号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。荻野委員の復席をお願いします。</p>

	<p>(荻野委員 復席)</p> <p>次に、第45号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第45号議案を説明いたしますので25ページをご覧ください。第45号議案農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、26ページをご覧ください。申請件数は、3件でございます。以上です。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたします。26ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町小平地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。転用目的は、山林です。申請事由は、山林活用です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、間正委員でございます。</p> <p>申請地は、27ページをご覧ください。4-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、本申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。さらに、本申請は山林への転用でして、レアなケースのため、申請地の状況を報告したいと思ひます。申請地の東隣地及び南隣地の地目・現況ともに山林で、高木が生えておりまして、申請地は西側に低くなる傾斜地となっております。申請地周辺は、中山間地域であることから鳥獣被害が著しく、営農条件は劣悪なものと思われまます。近隣農業者から申請人・申請地の状況を伺うことができました。それによりますと、昭和から平成に変わる頃に申請人は体調を崩し、耕作できない期間があったということでございます。</p> <p>その後は、申請地の他の生産性が高い農地を耕作していたようでございました。申請人からは顛末書が提出されていまして、それによると、20</p>

	<p>～30年前までは父親と共に耕作していて、その父親も高齢のため耕作ができなくなったようです。申請地は、傾斜地で農機具は利用できないため、手作業での耕作であったとのことで、次第に鳥獣被害も多くなり、隣地の山林から木の根や笹等が入り込み、思うような耕作ができなくなり、保全管理さえも困難になったようで、山林化してしまったとのことでございます。数年前から病気に罹り、高齢も重なって、農地に戻すのは非常に困難であるため、今後、山林として活用したいとの申請に至ったとのこと。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、間正委員より報告をお願いいたします。</p>
間正委員	<p>35番間正です。ご説明申し上げます。詳しく局長より報告がありましたので、私よりあえて言う必要はないと思いますが、誰が見ても山林活用が一番良いと思っている土地ですので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。はい、塩原委員どうぞ。</p>
塩原委員	<p>15塩原です。先ほど亀田委員の説明の中で、地目は畑ですが実際の現況が山林だというものについては、その現況を認め、地目も山林に認めてあげるのが良いという内容がありましたが、今回そのとおりの事案であると思います。今後、そういった形で進めていったほうが良いと思います。荒廃農地の指定を受けるようになった時に、指導の中で山林化して農業をするのは無理であり、転用申請を提案しても良いのではないかと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。先ほどの清水会長代理のご指摘どおり、そのようなところはこの申請人のように4条申請をして山林に戻すことで、荒廃農地も減り、この方が農地を購入する場合も、このような場所がなくなれば農地を購入できます。そのような指導は、塩原委員のご指摘どおり農業委員会としても指導するのも必要だと思います。他にございますか。はい、福島委員どうぞ。</p>
福島委員	<p>31番福島です。この申請地は白地だと思いますが、青地でも山林にできますか。</p>
議長	<p>青地は、農用地区域から除外する手続きが必要となるため、手続きは大変です。はい、塩原委員どうぞ。</p>
塩原委員	<p>青地から白地へと除外については、個々の問題ではできないと思いますが、今、農業振興整備促進審議会でも5年に1回見直しをすることになっております。その時点で現況を見て、その場所が山林になっている場合、青</p>

津久井専門員	事務局津久井です。説明させていただきます。この区域につきましては、都市計画法第34条第11号区域外になります。開発の関係では分家住宅ということで建築の許可が下りる見込みになっております。農地法につきましても、自己用住宅になり、そのようなことで転用の許可の見込みが出るのではと考えております。
亀田委員	そうしますと都市計画法第34条の特例の中の1つなのでしょうか。でも、分家住宅ということで建築するということでしょうか。
津久井専門員	はい、そうです。
亀田委員	そういうことであれば、別の法律の規制があった場合に、その規制の解除の手続きをしているということについてはどこかに筆記していただくと正確に判断しやすいと思いますので、お願いいたします。
議長	事務局、次回より用途地域のところに該当事項を記述しておくようお願いいたします。
事務局長	はい。かしこまりました。
議長	他に何かございますか。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号3を説明いたします。26ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。転用目的は、集合住宅用地です。申請事由は、建築工事です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、池田芳野委員でございます。 申請地は、29ページをご覧ください。4-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。

議長	整理番号3について、池田芳野委員より報告をお願いいたします。
池田芳野委員	33番池田芳野です。整理番号3について説明します。4-3の地図をご覧ください。申請地の北側に隣接しているのが申請人の住居です。その住居地と申請地の畑を合わせて北側の道路から入れるよう出入り口と駐車場及びアパートを建築したいということです。ここは宅地に囲まれたところです。皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。
議長	整理番号3について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、第46号議案農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明願います。
事務局長	第46号議案を説明いたしますので30ページをご覧ください。第46号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。 申請内容については、31ページ及び32ページをご覧ください。申請件数は、14件で、所有権移転7件、賃借権3件及び使用貸借権4件でございます。以上でございます。
議長	それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号1を説明いたします。31ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町共栄地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、林委員でございます。 申請地は、33ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満で

	<p>あることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、林委員より報告をお願いいたします。</p>
林委員	<p>18番林です。整理番号1について報告いたします。9月19日に渡人の自宅へ行き、話を聞いてきました。渡人と受人は親子です。5-1の地図をご覧ください。申請地の北東側に渡人の住宅があります。受人は現在アパートに住んでいるということで、親元の土地を借りて住宅を建てたいということです。皆さまのご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号2の審議ですけれども、整理番号3と受人及び申請事由が同一であり、権利区分が所有権移転と賃借権で異なるものの、一の転用目的による計画用地であるため、整理番号2及び3の2件について、一括して審議いたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2及び3を一括して説明いたします。31ページをご覧ください。まず、整理番号2を説明します。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町長沖地内の畑6筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>次に、整理番号3を説明します。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町長沖地内の畑4筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、34ページをご覧ください。5-2及び5-3が一つの大きな太陽光発電施設の計画用地となっています。計画用地内には、農地のほ</p>

	<p>か原野及び雑種地がありまして、その内訳は畑10筆、原野1筆、雑種地1筆となっています。総面積は、9,870㎡です。権利区分としては、斜線部分が5-2で所有権移転、格子部分が5-3で賃借権となっています。5-2及び5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2及び3について、私から報告いたします。これは前回申請があった案件で、間正委員の指摘により1人が亡くなっていたことが分かりましたが、その方の名義の変更が整ったということで再度申請が出されたものです。ですので、説明は省かせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>整理番号2及び3について、ご質疑がありましたらお願いいたします。はい、間正委員どうぞ。</p>
間正委員	<p>35番間正です。今、議長より説明がございましたが、前回私が質疑した件につきましては、短い期間ですけれども相続は完了したのですか。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。</p>
津久井専門員	<p>事務局、津久井です。説明させていただきます。相続につきましては、平成29年8月18日に相続登記が完了しております。</p>
間正委員	<p>そういうことは、8月27日の総会の時には、亡くなっていた人の名義でしたが、相続登記が完了していたということですね。分かりました。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2及び3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたします。31ページをご覧ください。</p> <p>申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事</p>

	<p>由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、35ページをご覧ください。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4について、私から報告をお願いいたします。5-4の地図をご覧ください。これは私の家に行く途中の場所ですが、この隣が昔の消防小屋があった場所で、数年前に申請人が家を建てるということで、転用許可を取得したと思っておりましたが、そのままになっており、今度はその息子が申請地に家を建てることになりました。それで申請に及んだものがあります。皆さまのご審議よろしくをお願いいたします。</p> <p>整理番号4について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたします。31ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、杉田委員でございます。</p> <p>申請地は、36ページをご覧ください。5-5については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、本申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本</p>

	申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号5の地区担当は、杉田委員ですが、本日、欠席でございます。事務局が事前に調査報告を伺っておりますので、津久井専門員から報告をお願いいたします。
津久井専門員	事務局、津久井です。説明させていただきます。36ページになりますけれども、5-5の地図をご覧ください。申請地は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○のすぐ近くでございます。東は○○○○○○○○、南は○○○と○○○○、西及び北は住宅や事業所等に囲まれた10ヘクタール未満の第2種農地内にあります。第2種農地は太陽光発電施設用地への転用が可能となっております。杉田委員からも、現地を調査したところ、周辺の農地への影響はないと思われ、皆さまの慎重審議をよろしくお願ひしたいとこのことでございますので、ご報告させていただきます。以上でございます。
議長	整理番号5について、ご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号6について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	整理番号6を説明いたします。31ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南4丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、武政委員でございます。 申請地は、37ページをご覧ください。5-6については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号6について、武政委員の報告をお願いいたします。
武政委員	19番武政、報告させていただきます。5-6の地図をご覧ください。

	<p>を含めて道路幅員が4 mになります。4 mの道路に接続するというこ とで、建物の建替等が可能となっております。道路敷地として市に寄付され た土地は市道扱いとなり、農転等は必要ありません。</p>
議長	<p>整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたしま す。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相 当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたしま す。</p> <p>次に、整理番号8について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号8を説明いたします。31ページをご覧ください。申請人の住 所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の畑1筆、面 積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、駐車 場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、池田芳野委員でご ざいます。</p> <p>申請地は、39ページをご覧ください。5-8については、農用地区域 内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満で あることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請 地に替えて周辺の他の土地を供することによって、本申請事業の目的を達 成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本 申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に 該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま す。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号8について、池田芳野委員より報告をお願いいたします。</p>
池田芳野委員	<p>33番池田芳野です。整理番号8について説明いたします。5-8の地 図をご覧ください。申請地の道を挟んで北側が受人の住まいです。そこ には車1台しか駐車する余裕がありません。それで今回畑を駐車場として利 用したいとのこと。周りは宅地に囲まれているところです。皆さまの 慎重審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号8について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたしま す。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号8の許可申請について、許可相</p>

	<p>当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号9について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号9を説明いたします。32ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、仁手地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、現場事務所・駐車場用地の一時転用です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、井上会長代理でございます。</p> <p>申請地は、40ページをご覧ください。5-9については、農用地区域内に存していますので、農用地区域内農地と判断いたしました。農用地区域内農地の転用は、原則、不許可相当ではありますが、公共工事に係る現場事務所・駐車場用地での一時転用ですので、次の5つの要件を備えていれば許可相当になるものと思われます。1点目は、他の土地を選定することが著しく困難であるか、又は不相当であると認められること。2点目は、転用事実の実施が農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないと認められ、かつ、地元において反対が無いこと。3点目は、転用期間が3年以内であること。4点目は、転用計画において、農地等の復元に関する計画が定められており、かつ、転用期間内にその計画に従って確実に農地等に復元されると認められること。5点目は、農地法第5条の許可にかかる場合には、その設定又は移転される権利が賃貸借、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利であることとされ、5要件すべてを具備されていますので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号9について、井上会長代理より報告をお願いいたします。</p>
井上会長代理	<p>16番井上です。以前よりこの関係での申請が出ております。仁手と下仁手と久々宇で集落排水事業を行っております。来年、試運転が開始され、完成予定なのですけれども、現在、最後の工事を施工しております。場所につきましては、仁手の東側で、下仁手と仁手の間にございます。申請地の付近には、管理棟と処理施設があります。約3ヶ月ないし約4ヶ月で撤去してしまうので、短期間で資材置き場として使用されると思います。皆さまの審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>整理番号9について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたしま</p>

	<p>す。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号9の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号10について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号10を説明いたします。32ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、栗崎地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、庄田委員でございます。</p> <p>申請地は、41ページをご覧ください。5-10については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、本申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号10について、庄田委員より報告をお願いいたします。</p>
庄田委員	<p>24番庄田、報告します。5-10の地図をご覧ください。申請地の道を挟んだ前には小山があります。受人と渡人の関係は親子関係です。皆さまの審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号10について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号10の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号11について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号11を説明いたします。32ページをご覧ください。申請人の</p>

	<p>住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町下真下地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、荻野委員でございます。</p> <p>申請地は、42ページをご覧ください。5-11については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、転用目的が自己用住宅用地であるため、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	整理番号11について、荻野委員より報告をお願いいたします。
荻野委員	37番荻野です。報告いたします。渡人と受人は親子関係です。受人は三男です。父親の仕事を三男が継いでおりまして、アパートから通って農業を営んでおります。5-11の地図をご覧ください。申請地の西側に親の住居がございます。申請地の斜線の中にビニールハウスの枠がございますが、親が最初このビニールハウスから始めて、今は規模拡大しまして、遠くの山の方まで農業を営んでおります。皆さまの審議よろしくをお願いいたします。
議長	<p>整理番号11について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号11の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号12について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号12を説明いたします。32ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南3丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、43ページをご覧ください。5-12については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第</p>

	<p>3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号12について、武政委員より報告をお願いいたします。</p>
武政委員	<p>19番武政、報告させていただきます。5-12の地図をご覧ください。先月もこの区画の場所が1件申請されました。申請地の西側の居住者の隣が先月申請され、今回区画の角が申請されました。居住するには、環境のよい場所です。用途地域は第1種低層住居専用地域に指定されております。皆さまのご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号12について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号12の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号13について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号13を説明いたします。32ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、44ページをご覧ください。5-13については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、本申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、19番の武政委員につきましては、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p>

	<p>(武政委員 退席)</p> <p>整理番号13について、宮部委員の報告をお願いいたします。</p>
宮部委員	<p>3番宮部です。5-13の地図をご覧ください。申請地は、渡人の家から150m程離れた場所にあります。太陽光発電施設用地にすることで周りに悪影響を与えることは無い農地です。皆さまのご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号13について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号13の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>事務局に申し上げます。武政委員の復席をお願いします。</p> <p>(武政委員 復席)</p> <p>次に、整理番号14について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号14を説明いたします。32ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、45ページをご覧ください。5-14については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、本申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号14について、宮部委員の報告をお願いいたします。</p>
宮部委員	<p>3番宮部です。5-14の地図をご覧ください。渡人と受人は親子で、息子は本庄地域のアパートに住んでおりますが、結婚して申請地に家を建てることになったそうです。周りは住宅地です。皆さまのご審議よろしく申し上げます。</p>

<p>議長</p>	<p>整理番号14について、皆さまのご審議よろしく申し上げます。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号14の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、第47号議案本庄市農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の方法等に関する規則を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第47号議案を説明いたしますので、46ページをご覧ください。第47号議案本庄市農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の方法等に関する規則について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、新体制移行に伴いまして、本庄市農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の方法等に関する規則を整備したいので、ご提案申し上げます。本日提出、会長。 議案内容ですが、第1条から条文ごとに説明いたします。まず、第1条ですが、趣旨規定になっています。推進委員の推薦の求め及び募集の方法等に関し、農業委員会等に関する法律及び施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとしています。第2条は、推薦の求め及び募集の規定です。農業委員会は、推進委員を委嘱するときは、次の3つの方法により推薦の求め及び募集を行うものとしています。農業者等に対し推薦を求める方法、農業者が組織する団体その他の関係者に対し推薦を求める方法及び公募による方法の3方法になっています。第3条は、担当区域及び定数の規定です。各推進委員が担当する区域及びその定数を条中の表にまとめてございます。第4条は、推薦及び募集の資格を規定しています。推薦を受けることができる者及び募集に応募することができる者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者であって、法第8条第4項の欠格事由に該当しないものとしています。第5条は、推薦及び募集の手続を規定しています。個人が推薦する場合は、様式第1号により、法人・団体が推薦する場合は、様式第2号により、募集に応募される場合は、様式第3号によると規定しています。様式第1号から様式第3号までは、49ページから56ページとなります。第6条は、推薦の求め及び募集の期間等を規定しています。第1項では、推薦の求め及び募集の期間は、30日間としています。第2項では、書面の提出方法は、持参又は郵送としています。第7条は、推薦の求め及び募集の周知を規定しています。推</p>

	<p>薦の求め及び募集にあたっては、次の4つの方法により提出方法などを周知することとしています。市のホームページへの掲載、広報ほんじょうへの掲載、掲示場への掲示及びその他農業委員会が適切と認める方法としています。第8条は、被推薦者及び応募者の公表を規定しています。推薦の求め及び募集の期間の中間及び終了後において、前条の4つの方法のいずれかの方法により、施行規則第12条第1項に規定する事項のほか農業委員会が必要と認める事項を公表することとしています。第9条は、意見の求めを規定しています。農業委員会は、推薦を受けた者及び募集に応募した者について、農地利用最適化推進委員候補者選考委員会に意見を求めることとしています。第10条は、推進委員の候補者の決定を規定しています。第1項では、農業委員会は、選考委員会の意見を基に、推進委員の候補者を決定するものとしています。第2項では、農業委員会は、候補者を決定したときは、その結果を推薦を行ったもの等に通知することとしています。第11条は、補欠の推進委員の補充を規定しています。第1項では、罷免、失職及び辞任により推進委員に欠員が生じた場合は、推進委員の補充に努めることとしています。第2項では、第3条の表に定める担当区域の推進委員が存在しなくなったときは、速やかに推進委員を補充することとしています。第3項では、補欠の推進委員の推薦の求め及び募集は、第2条から第10条までの規定により行うこととしています。第12条は、その他を規定しています。この規則に定めるもののほか、推進委員の推薦の求め及び募集の方法等に関し必要な事項は、別に定めることとしています。附則としまして、この規則は、公布の日から施行することとしています。以上で第47号議案の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>第47号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第47号議案については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第47号議案については、原案のとおり承認いたしました。</p> <p>次に、第48号議案本庄市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置規程を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第48号議案を説明いたしますので、58ページをご覧ください。第48号議案本庄市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置規程に</p>

	<p>ついて、ご説明申し上げます。本議案につきましては、新体制移行に伴いまして、本庄市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を設置したいので、ご提案申し上げます。本日提出、会長。</p> <p>議案内容ですが、第1条から条文ごとに説明いたします。第1条は、設置規定です。農地利用最適化推進委員の委嘱に当り、当該委嘱の過程の公平性及び透明性を確保するため、農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を置くこととしています。第2条は、所掌事務を規定しています。選考委員会は、農業委員会の求めに応じ、推進委員の候補者の選考を行い、その意見を農業委員会に報告するものとしています。第3条は、組織を規定しています。選考委員会は、農業委員長及び会長が指名する農業委員4名で組織するとしています。第4条は、委員長を規定しています。第1項では、選考委員会に委員長を置くとしています。第2項では、委員長は会長をもって充てるとしています。第3項では、委員長は選考委員会を代表し、会務を総理するとしています。第4項では、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理するとしています。第5条は、会議を規定しています。第1項では、選考委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となるとしています。第2項では、会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができないとしています。第3項では、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによるとしています。第4項では、会議は非公開としています。第6条は、庶務を規定しています。選考委員会の庶務は、農業委員会事務局において処理するとしています。第7条は、その他を規定しています。この規程に定めるもののほか、推進委員の候補者の選考に関し必要な事項は、別に定めるとしています。附則としまして、この訓令は、公示の日から施行することとしています。以上で第48号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>第48号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第48号議案については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第48号議案については、原案のとおり承認いたしました。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p>

	ここで暫時休憩します。
(15:55)	休憩
(16:05)	
議長	休憩前に引き続き、総会を再開いたします。 報告に入ります。報告第36号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第36号を説明いたしますので、60ページをご覧ください。報告第36号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。 届出内容については、61ページをご覧ください。専決処分件数は、3件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第37号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第37号を説明いたしますので、62ページをご覧ください。報告第37号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、農地法第4条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。 届出内容については、63ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第38号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第38号を説明いたしますので、64ページをご覧ください。報告第38号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。 届出内容については、65ページ及び66ページをご覧ください。専決処分件数は、15件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出るこ

	とで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第39号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第39号を説明いたしますので、67ページをご覧ください。報告第39号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報告するものでございます。本日提出、会長。 報告書の提出件数は、2件で、その報告書が68ページから76ページまでのとおりとなっております。 農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」の4要件となっております。これらの4要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第40号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第40号を説明いたしますので、77ページをご覧ください。報告第40号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。 賃貸借契約合意解約通知書を受理件数は、1件です。その通知内容は、78ページをご覧ください。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。 以上で、報告を終了いたします。 皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。 委員の皆さまからその他で何かありましたら、挙手により発言していただければと思います。

	<p>(なし、の声)</p> <p>その他での発言がないようですので、ここで議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局からその他連絡事項を説明いたします。本日は、8点ございます。</p> <p>まず、1点目ですが、10月総会の開催予定です。10月25日(水)午後2時から、本庄市役所大会議室において、開催予定でございます。</p> <p>次に、2点目です。公務災害補償制度の継続加入についてです。まず、制度の概要ですが、全国農業会議所を保険契約者とし、農業委員等を被保険者とする団体契約の普通傷害保険です。公務従事中に急激かつ偶然な外来の事故によって、死亡または入院、通院、手術等に保険金を支払う制度となっています。加入資格は、農業委員と農地利用最適化推進委員等です。保険期間は、毎年10月1日から1年間となります。保険料は、一人当たり千円となりまして、既に継続加入の手続を済ませて、慶弔費積立金より支出済みとなっております。補償内容は、表のとおりです。</p> <p>次に、3点目です。土砂たい積に係る農家向けチラシの配付についてでございます。別紙のA4版縦置カラー両面刷り1枚ものを合わせて、ご覧ください。このチラシは、農地に無許可で土砂をたい積するなどの事例が発生し、これらを是正するには、多くの時間と労力を要することから、土砂条例の制度を農家に周知するため、埼玉県北部環境管理事務所の廃棄物・残土対策担当が作成したものです。このチラシが農業委員会へ800部届きまして、農業委員会事務局の窓口を含めて記載の配置場所で他のチラシと同様に手に取るようにしております。農業委員の皆さまについても、農家からの相談業務にご活用いただきたく、配付するものでございます。</p> <p>次に、4点目です。平成30年度県農地利用最適化推進施策に関する政策提案・意見についてです。別紙の全国農業新聞の抜粋とA4版縦置両面刷り7ページものを合わせて、ご覧ください。こちらは、埼玉県農業会議が農地利用の最適化に関する意見を県内農業委員会から聴取し、それらを取りまとめた意見書を農業委員会法第53条の規定に基づいて、埼玉県知事に提出したものとなります。内容的には、農業委員会系統組織活動の支援をはじめ記載の4項目となっています。政策提案・意見の詳細説明は、割愛させていただきますので、後ほどご覧いただければと思います。新聞記事をご覧ください。2段目中ほどです。提出に際して、田端会長は、農業委員会組織として県と農地中間管理機構等と連携を深め、農地利用最適</p>

化を進めていきます。今回の提案は、現場活動を実践する農業委員会等からの意見を基にまとめましたので、ご支援などについてよろしくお願ひしますと発言しています。3段目最終段落をご覧ください。これに対して、奥野副知事は、農業委員会組織は、本県農業の振興に大きな役割を果たしています。提言内容はどれも重要な課題であるのでしっかりと受け止め、できる限り応えられるよう努めてまいりたいと回答しています。

次に、5点目です。裏面をご覧ください。農業者年金加入推進活動についてです。活動趣旨ですが、平成29年度加入推進活動計画、こちらは6月総会時に策定したものですけれども、その計画中6の戸別訪問の実施計画に基づいて、すべての農業委員さんで活動するものとなっております。活動内容ですが、加入対象者名簿の登載者、こちらは、6月策定時には、201人でしたが、新規就農者や60歳到達など微調整いたしまして、201人を担当委員ごとに配分いたしました。担当委員ごとの加入対象者名簿をお手元に配付してございます。ご確認いただけたでしょうか。名簿登載者が多い方で、18人で、少ない方は0人となっております。10月1日から11月総会の前日までに、戸別訪問を実施し、農業者年金の制度説明をして、加入を勧めていただきます。また、加入対象者名簿に登載されていない方でも、結構ですので、加入推進をお願いします。農業者年金に加入するかしないかは、農業者の自由ですが、少なくとも農業者年金制度の有利性を知らなかったという農業者をなくしたいと考えております。さらに、今年度は埼玉県農業会議が本市を加入推進重点市町村として指定しておりますので、例年よりも力を入れて加入推進に取り組んでいただきたいと思います。お手元に配付してあります白い手さげ袋に農業者年金パンフレットと農業者年金加入推進タオルを同封してありまして、農業委員さん分も含まれていますので、一読いただき、戸別訪問時にご活用ください。合わせてお手元に配布してございます活動報告ですが、別紙の記録簿に所定事項を記入して、11月総会時に報告をいただきたいと思います。加入見込みのある農業者の方には、来年1月開催予定の加入検討者説明会の案内状を送付したいと考えております。

次に、6点目です。全国農業新聞購読の推進についてです。活動趣旨ですが、全国農業委員会会長大会での決議「全国農業新聞で農地利用の最適化達成を目指す3ヵ年運動」による活動となっております。その決議では、向こう三軒両隣に声かけをとの個々具体的な活動が示されております。活動内容ですが、農業者年金加入対象者名簿登載者への戸別訪問時に農業新聞の購読を勧めていただきたいと思います。各担当委員さんには、名簿登

	<p>載者のほかに5軒分に、購読を勧めていただきたいと思います。向こう三軒両隣がこの5軒になっております。その際の配付物ですが、全国農業新聞リーフレット兼購読申込書、ボールペン、軍手、冷凍保存バッグとなっております。名簿登載者人数が多い担当委員さんには、白い手さげ袋が2つとなっておりますのでご注意くださいと思います。リーフレットの裏面が購読申込書となっておりますので、戸別訪問時に申し込みいただける方については、その場で所定事項を記入した申込書を預かり、11月総会時に事務局へ提出ください。後日の申込みを希望される方については、担当委員さんが預かるか、農業委員会事務局へ提出いただきますようお願いください。</p> <p>次に、7点目です。その他として、田端会長の10月末までのスケジュールを記載させていただきました。</p> <p>次に、8点目です。その他連絡事項に記載していませんが、追加で報告いたします。お手元に配付してありますA4版横置カラー刷冊子ですが、8月1日開催の農業委員研修会時に東海村農業委員会事務局長が事例報告を行った資料でございます。埼玉県農業会議から全農業委員への配付依頼がありましたので、今後の農業委員活動にご活用いただければと思います。</p> <p>以上で、その他連絡事項を終了いたします。皆さまから、その他連絡事項で何かありましたら、発言をお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p>
田端会長	<p>農業者年金加入推進活動については、みなさんにご苦勞掛けますが、農業者年金の制度や加入メリットを知らない農業者がいないように、加入推進活動を徹底いただければありがたいと思います。高齢になって、そんな説明を受けたことがないと言われないように、是非ともお願いしたいと思います。</p>
事務局長	<p>皆さんよろしいでしょうか。発言がないようですので、その他連絡事項を終わります。最後に閉会の言葉を清水会長代理からお願いいたします。</p>
清水会長代理	<p>これで、平成29年第9回農業委員会総会を開会いたします。ご苦勞様でした。</p>

平成29年第9回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	平成29年9月25日(月)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後4時25分
会長	田端 講一
会長代理	清水 茂則 ・ 井上 孝

議席 番号	農業委員氏名	出欠 状況	議事録 署名人	議席 番号	農業委員氏名	出欠 状況	議事録 署名人
1	津久井伊知衛	出席		20	亀田 伸一郎	出席	
2	飯島 和憲	出席		21	高橋 清一朗	出席	
3	宮部 延一	出席		22	小暮 明男	出席	
4	杉田 康隆	欠席		23	小山 文子	出席	
5	浅見 精治	出席		24	庄田 榮	出席	
6	小川 忠	出席		25	堀口 隼雄	出席	
7	俣田 裕	出席		26	池田 稔	出席	
8	長沼 茂夫	出席		27	田端 講一	出席	
9	松本 健治	出席		28	金井 一吉	出席	
10	細野 林之助	出席		29	高橋 博	出席	
11	奥原 定雄	出席		30	欠 番		
12	金井 裕	出席		31	福島 清次	出席	
13	細野 俊文	出席		32	福田 光男	出席	
14	清水 茂則	出席		33	池田 芳野	出席	
15	塩原 英彦	出席		34	関根 道夫	出席	
16	井上 孝	出席		35	間正 始	出席	
17	坂本 静枝	出席		36	関根 延一	出席	○
18	林 秀信	出席		37	荻野 浩	出席	○
19	武政 恒雄	出席					

説明員

事務局長	飯塚 正英
局長補佐兼農地係長	高山 教子
主査	中村 真敏
専門員	津久井 伊久弥

書記

主査 中村 真敏